

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第4回消防業務部会

日時：令和7年12月24日（水）10時00分～12時00分

場所：高知共済会館 COMMUNITY SQUARE 3階 桜

出席：委員14名中12名出席

議事：（1）第2回検討会及び高知県消防広域化基本計画（案）への意見照会に係るご意見と対応について

（2）主な協議・意見交換事項

（3）意見交換

1 開会

2 高知県危機管理部長あいさつ

本日は歳末の大変お忙しい中、委員の皆さまに会場までご足労いただき、また、オンラインでも多くの皆さまに、4回目となる消防業務部会にご出席いただき誠にありがとうございます。

消防広域化に向けましては、先月14日に、代理出席も含め、全ての委員の皆さまにご出席いただきまして、第2回あり方検討会を開催し、冒頭で濱田知事から、来年度に目指しておりました、議会の議決を経て設置する法定協議会について、来年度は任意協議会を設置することの提案や、今後の進め方、年次目標についての見直し案を提示し、来年度の検討にあたっての前提条件をご提案させていただいたところ、概ね各委員の了承をいただきました。

また、その後、代理出席されていた市町村長の皆さまにも、改めて、この提案についてご意向を確認させていただいたところ、全般的に概ね賛同とご回答をいただきました。ありがとうございます。

また、前回の検討会におきましては、基本計画（案）をお示しし、議論をいただいたところですが、その後、11月21日に実務担当課長の皆さまにお集まりいただいて、第5回ワーキンググループを開催し、事務局から改めて基本計画（案）についてご説明し、意見交換を行い、併せて、各市町村と消防の皆さまに、基本計画（案）について意見照会をさせていただきましたところ、合計30件のご意見をいただきました。そのご意見に対しては、本日県の考え方をお示しさせていただき、基本計画の修正案をご提案させていただきたいと考えております。

本日の消防業務部会でも、基本計画（案）についてご意見があれば、ご発言をいただければと思います。

また、本日の部会におきましては、消防広域化の今後の検討についてご説明をさせていただきます。そして、来年度の任意協議会につきまして、体制やスケジュールの

案についてもお示しさせていただきます。併せて、県が来年度の実施計画案のたたき台を作成するに当たって参考にさせていただくために、段階的統合や広域連合の共同事業について、市町村長のご意向を調査させていただきたく、ご協力をお願いさせていただきます。

本日の消防業務部会が意義のあるものになるよう、積極的にご意見を出していただき、消防広域化が進展することを切にお願い申し上げまして、事務局の冒頭の挨拶とさせていただきます。

3 部会長あいさつ

早いもので、消防業務部会も4回目となり、最後の部会となります。ただし、先ほども危機管理部長よりお話がありましたとおり、もう1年検討を行う猶予ができたと思いますが、その一方で、各市町村議会で広域化に関して報告や質疑が始まったと伺っております。その状況の中で、広域化に関しても現実味が増してきた時期ではないかなと思います。本日も皆さまから様々なご意見をお聞かせいただきたいと思います。

4 議事

(1) 第2回検討会及び高知県消防広域化基本計画（案）への意見照会に係るご意見と対応について

・事務局から説明

(2) 主な協議・意見交換事項

・事務局から説明

(3) 意見交換

※以下、意見交換の内容を発言ごとに掲載

(川村委員)

18ページの表の下段に、「先行共同事業 指令システムの共同事業」があります。令和10年の4月から広域連合の設置ということになっておりまして、そのタイミングで先行共同事業・指令システム共同整備事業が開始されると思いますが、特に、令和10年4月からの先行共同事業を行う広域連合の職員はどちらから来るイメージでしょうか。

(鈴木消防政策課長)

令和10年度の広域連合の職員についてですが、消防本部の統合が令和10年度時点でできていないということであれば、かなり機能を限定した広域連合になりますの

で、各消防本部、市町村及び県から限られた人数が集まるということで考えております。

(川村委員)

職員の派遣について、令和9年度から、各消防本部から1名以上派遣という打診がありましたが、これは間違いないでしょうか。

(鈴木消防政策課長)

スケジュール上は令和9年度からは法定協議会を考えておりますので、法定協議会となりますと、本来、法律の趣旨では市町村が実施計画の作成主体ということもございますので、15消防本部から職員に集まっていただいて、法定協議会の事務局として、皆さんで議論を進めていきたいと考えております。

(川村委員)

令和10年4月からの広域連合の職員も、法定協議会と同じ職員を継続して派遣するというのでしょうか。

(鈴木消防政策課長)

明確に決まっておりませんが、法定協議会の事務局に派遣された消防職員の方々は、おそらくそのまま、法定協議会から引き継いで、広域連合の事務局で準備に関わっていただく可能性が高いと現時点で考えております。

(真鍋委員)

意向調査もあるということで、分賦金について、試算Ⅲを想定して意向調査するというのですが、試算ⅠやⅡについて今後は検討していかないスタンスでいるのでしょうか。

また、平成20年に広域化の議論をされたときに、財政的な負担の検討も行ったはずですので、そういった原点をもう一度確認した上で進んでいくことも大事ではないかと思えます。そのような問題の先送りをしない方法も考えていくべきではないかと思えます。県の考えをお聞かせ願いたいです。

(鈴木消防政策課長)

意向調査の中で、分賦金の案分方法を試算Ⅲで進んで行くのかという質問ですが、これまでの議論の中で、財務部会において一度、試算ⅠからⅢまでお示しをさせていただきました。そのあとに各市町村の財政部局の方に集まっていただき話をした上で、意向調査を行っております。その中で、ご意見として一番多かったのが試算

Ⅲでしたので、県としては皆さまのご意見も踏まえながら試算Ⅲで進めたいと考えております。

ただ、分賦金のルールの詳細については、さらに議論が必要と考えておりますので、来年の任意協議会の中で、そこはしっかりと議論をしていく必要があると思います。

任意協議会の概要の資料（84 ページ）にも載せてありますが、来年も財務部会がありますので、そこでしっかりと議論していく必要があるかと考えております。

（永田部会長）

情報提供ですが、私は奈良県広域消防組合の運営に加わっていますが、実は奈良県広域消防組合もやはり分担金の話に長年かなりご苦勞されて、試行錯誤しながら議論をされていて、決まりかかった話がまた元に戻ったりする繰り返しを何年かしてたのですが、負担の部分で割合を決める負担割で分担金を決めていこうという話が出てきて、これで一挙に話が進むようになりました。この間、今まで長年揉めていたと分担金の話が、これでいこう、と完全に決まり、話が進み始めました。

奈良県広域消防組合では、基準財政需要額割やその他色々な方法を検討しましたが、構成市町村の公平性の視点から言うと、負担割が最も良い方法だと判断したという側面があると思います。

（池田委員）

奈良県ですが、今現在、奈良市と生駒市は入っていますか。

（永田部会長）

奈良市と生駒市は入っておりません。それ以外の市町村でやっています。

当時、広域化を県全体でやっていく話があったのですが、やはり奈良市と生駒市は財政的な問題等で入らないという判断をされました。

ただ、この間も奈良県広域消防組合の消防長と個人的に意見交換しましたが、長い目で見ると県全体で消防行政を行っていく方が合理性が高いという話がありますが、その一方で、市町村消防の原則がありますので、それぞれの地域事情を尊重していく必要性がありますので、奈良県の場合、奈良市とか生駒市の意向があり、県全体で広域化をすることが難しかった部分がありました。

ただ、奈良市は広域化を検討していた当時はまだ人口が増加していましたが、現在は人口減少が進み始めています。今後、長い目を見て、県全体での広域化の話があったときに、奈良市は後から加わる形になりますので、奈良市が県の消防の中で主導権を発揮することは不可能という話もあります。地域全体で今まで中心に行っていた消防本部が、そのような形になるのがよろしいのかといった話があるのか

なという気がしています。

そのような状態にしないとすると、1回ゼロにして県消防という形にしない限りは、なかなか参加しづらい側面も出てきますので、県全体の広域的な消防体制がどうあるべきかということ考えると、奈良市が入っていた方が良かったのではないかと思います。

あと広域再編をして、奈良県広域消防組合に奈良市と生駒市がもし入っていた場合のメリットですが、奈良県は中山間地域が多く、今後人口減少が想定されますので、いずれは中山間地域の消防を奈良市などの人口が多い地域にまわすことも可能になるというメリットもあるという話を意見交換の中でさせていただきました。

(中城委員)

資料18ページで、令和10年4月に広域連合の設置をして、先行共同事業の矢印が右に向かってありますが、先ほど先行共同事業についてはご説明していただきましたが、人材確保の共同化が中心になってくるかと思います。

ただ、共同試験や共同採用の実務的な部分をどのように行っていくかはしっかり検討していかないと、各消防本部や職員間の軋轢なども生じる可能性があると思いますので、人材確保の共同化は、慎重に丁寧に議論をしていく必要があると思います。

消防は「人材」、「人」が一番ベースにありますので、大事に考えていただきたいと考えています。

(鈴木消防政策課長)

先行的共同事業のお話で、103ページの人材確保については、より詳細に議論する必要があるのではないかというご指摘かと思います。

人材確保は、消防の世界に限らず、公務員全体としても非常に大事だと思っています。特に消防においては、人が一番大事であると思っています。

現場で活動する消防職員の方々があってこそ消防本部だと思います。応募がかなり減ってきている状況もありますし、なかなか厳しい状況とお聞きをしておりますので、人材確保を先行共同事業としてやっていきたいと考えております。

事務局で3つ、共同募集、共同試験、共同採用という案を提示しております。意向調査でご意見をいただいた上で、どの形が市町村の意向に沿っているのかということ踏まえつつ、さらに詳細な内容についてよく議論をしていく必要があると考えております。

(久川委員)

今まで消防本部で担っていた、入札を行う事業がありますが、消防車両等は、広

域化すれば広域連合の事務局が共同入札をした上で、分賦金を各市町村に貰うイメージをしていたのですが、それは間違いないでしょうか。

(鈴木消防政策課長)

共同入札のお話ですが、この辺りも意向調査の中でご意見いただければと思っております。

資料 87 ページの任意協議会の協議項目の中で、例えば 7-1 で「消防力整備計画」を書いております。来年度の財務部会の中でも、車両・装備のところは非常に財源に跳ねてくると思いますので、よく議論する必要があるかなと思います。

(久川委員)

当初、消防本部の本部機能を一元化して広域連合になるという話があり、我々としては消防本部の機能は入札等も含めた部分を連合本部で行うと思っていました。

今は、広域連合の本部と方面本部と署があり、共同入札をしないということであれば、今のイメージだと消防署の事務はあまり減らなくて、広域連合の事務と方面本部の事務が逆に増えて、職員が取られるイメージをしています。そういったところを再度考えていただきたいです。

また、それに関して分賦金のところについてですが、先ほど真鍋委員から話がありましたが、シミュレーションでは 3 つ提案されたかと思いますが、あくまでも県のシミュレーションであって、他の案もあると思いますので、来年度以降に協議を深めていただきたいと思います。

また、分賦金の内訳について資料をいただきましたが、消防署の分賦金については管轄区域の市町村が賄うということで、前回から議論があって、先行して三交替制にして職員を新規で雇っても、結局負担はその管轄区域の市町村でしか増えませんという話は分かりました。しかし、そうなると県一する意味があるのかな、単独で職員を雇って、運営していても変わらないのかなと感じました。

(小笠原消防広域化推進室長)

共同入札等の事務の部分の補足ですが、今回の意向調査を行う目的が、まさにその問題の議論をするためです。各消防本部にいる職員を、連合本部や、方面本部に集約をしようというのが一次統合のイメージですが、統合の進め方を見直したことで、一次統合のタイミングがどこになるかが今は見えてない状態になっております。

一次統合をどのタイミングで、どれだけの消防本部が参加するかというところが、連合本部の人員数の問題と直結すると思うので、まずは意向調査をすることによってその辺のイメージを把握し、仮に市町村の意向に沿った形で統合するのであれば、連合本部に何人の人を置いて、どんな事務ができるだろうというところが見えてく

と思います。それが調査の狙いであるというところをご理解いただきたいと思います。

(徳弘委員)

川村委員の質問に追加でお聞きしたいことがあります。

令和9年度に、法定協議会の事務局的な役割で、各消防本部から1名ということをおっしゃられたと思いますが、令和9年度の職員の身分は、県への出向等どういった形になるのか確認させていただきたいと思います。

(鈴木消防政策課長)

現段階で明確に述べられる事項はありませんが、各消防本部の職員がどこかに集まって、事務局を構えてやっていく必要があるかと考えています。それが、県が母体になり、県に出向の形になるのか、それとも別に事務局を構えるのかというところは、また議論が必要だと思っております。

(徳弘委員)

久川委員も言われたとおり、事務局に1名を派遣するというのは、職員の少ない消防本部としては、とても大きな力を取られることとなります。しかし、それに対して、とても大きなことをしようとしているので、そのまかりあいというのがありますが、令和9年度に事務局に職員を1名派遣すると、おそらく令和10年度も派遣が必要になるのではないのでしょうか。結局、職員は1名減となります。

小笠原消防広域化推進室長の発言にもありましたとおり、方面本部に当初は何名を出す、連合本部に何名出す、指令システムの共同運用が令和16年度に開始する際には、それに対する職員も出さなければいけない。残りの職員で三交替制をする場合は何名必要になるか、試算をしながら、職員の体制を考えているところです。そのため、そのところを早期にお示ししていただいて、色々とところの計算ができる内容が欲しいと思っております。

(鈴木消防政策課長)

消防広域化の話の原点として、小規模消防本部で人が足りないという議論がある中での人出しは、かなり厳しいことは重々承知をしておりますので、例えば消防本部だけでは厳しければ市町村にも協力をいただくことも考えながら、令和9年度の話で、もう少し時間もありますので、色々と検討をしながら進めていきたいと思っております。

(和田委員)

特に質問はありませんが、専門的な部会になりますので、嶺北消防本部の消防長を中心に報告等を受けておりますと、嶺北消防本部も職員募集をしても現実的になかなか難しい状況ですので、その解決のためには、広域化が必要だろうと思っています。

また、第2回あり方検討会を開催しました11月14日は、23市町村の首長が上京をしておりましたので、そのような日に開催されますと、なかなか首長が参加できません。そのなかで、決して言葉尻を取るわけではありませんが、高知市の桑名委員の意見について、私は少し疑問というか、分からないところがありまして、(資料1ページのNo.1で)どの時点で、県と市町村が消防広域化の推進に合意したことになるのかという質問をしていますが、知事を含めて、34市町村長で、こういう方向でいきましょうという合意はしていると、自分は認識をしておりました。しかし、そうではないのか、少し疑問に思っているところです。

大川村としては、人材が不足しておりますし、総論賛成、各論異議あり等は仕方ありませんが、広域化に向けては進めていって欲しいと思います。

(江渕危機管理部長)

嶺北消防本部ほか、郡部の小規模消防本部は、人材確保に困難を来しているということは、我々も承知しております、その思いを受けとめまして、消防広域化をできるだけ早く進めたい、ということで、皆さまにも問題提起をさせていただきながら検討を進めているところでございます。そういった中で、解決のために消防広域化が必要というご意見、県の趣旨にご理解を賜りまして、誠にありがとうございます。

11月14日には、全ての市町村長及び消防長に委員となっただいて、基本計画あり方検討会を開催させていただきました。

11月というのは、各市町村長が上京し、政府への要望活動等が恒例になっている時期の中で、11月14日という、なかなか多くの市町村長が参加しづらい日程になりましたこと、誠に心苦しく思っております。

我々としても、そういった中でも、できるだけ多くの市町村長にご出席いただける日を選択して開催させていただきました。

今後、繁忙期に会議を開催しなければならない場合は、できるだけ事前に調整を行い、より多くの委員の皆さまにご出席いただけるよう、努めて参りたいと思います。

それから、資料1の1ページNO.1の桑名委員のご意見について、中城委員から桑名市長の発言の趣旨等、補足することはございますでしょうか。

(中城委員)

特にありません。この文章のとおりです。

(江渕危機管理部長)

県の考え方といたしましては、今年度の基本計画あり方検討会において、県が取りまとめる基本計画については、今後、実施計画の策定段階で上書き修正されることはあり得ると思いますが、専門部会や、1月7日の第3回あり方検討会において、基本計画について皆さまのご了承をいただいたということで取りまとめたいと考えておりますので、一定の合意になるものだと考えております。高知市様にはご理解を賜ればと思います。

(池田委員)

先ほどの奈良の広域消防のお話もお聞きしましたが、分賦金等を見ると、いの町として大きなメリットを見出せていない状況です。以前から、指令システムが共同化されることがメリットとご説明をいただいておりますが、全体を考えると、広域化へ至るまでに、消防職員を増やしたり、まだまだ大きな財政負担が生じ、それがさらにずっと続くのだらうと思っております。

(江渕危機管理部長)

分賦金を踏まえると、いの町としての大きなメリットが見出だせないというご意見でございますが、メリットはこれまで色々とお示しさせていただいておりますけれども、指令システムを令和16年度に共同化することは、一番大きなメリットだと思っております。これにより、従来の管轄を越えて、消防車や救急車がいち早く現場に駆けつけたり、或いは初動の出動台数が増加することで、県民にとりましても大きなメリットがあるものと考えておまして、これはいの町の住民にとっても大きなメリットになると考えております。

また、財政負担につきましても、今回の資料として分賦金のシミュレーションを示しておりますが、仁淀消防本部においても指令システムの更新は10年サイクルで延々と続くものですので、そういったことを考えると、今回の指令システムの共同化のみならず、以後の10年ごとの指令システムの更新の際も、スケールメリットを生かして、分賦金の負担軽減に大きく貢献できると考えております。

(植田委員)

本日は詳しい説明をいただきまして、少しずつ理解が深められておりますけれども、室戸市では年明けから議会説明会をやりたいと考えておまして、その意識も持って、何点か教えていただけたらと思います。

初めに、13ページの県の考え方としての2番目に、現在提示している分賦金算定

の方法については、という説明ですけれども、第2回財務部会後に市町村に意見照会を行って、最も多くの市町村に賛同いただいた考え方であり、公平な制度設計であると考えています、というご説明をいただいたのですが、どこにまとめられていますでしょうか。また、それに準じて、従来の管轄を越えた活動に要する経費の扱いについても検討するということですが、広域化された場合の管轄を越えた活動とはどのような場合を想定していて、その場合はどのような準備をし、どのような対応を考えておかなければならないのか、或いは想定されているのか、具体的にありましたら、教えていただきたいです。

(鈴木消防政策課長)

第2回財務部会後に市町村に意見照会を行ったというものですけれども、第3回財務部会の資料(40ページから41ページ)で、各市町村の意見を円グラフでまとめたものをお示しさせていただいております。ご意見をいただいた中で、試算Ⅲを「容認できる」、「どちらかというと容認できる」、を合わせると、概ね60%となり、他の試算方法に比べると、多くの市町村からご賛同をいただきましたので、試算Ⅲで進めさせていただいております。

管轄を越えた出動があった場合の経費についてですが、現時点で詰めた議論をできておりませんので、来年度の議論になろうかと思っておりますけれども、例えば、室戸市から別の市町村に救急出動した場合に、救急の活動記録等により、どこの市町村に出動したか、というのは残ると思いますので、例えば隣の市町村に何件出動したというのをもとに分賦金を計算するなど、そういった方法になろうかと思っておりますが、詳細については、来年度の任意協議会で議論していくところかなと考えております。

(植田委員)

2つ目の質問で、例えば、室戸市で火災現場に消防職員が出動しており、救急車両を出動しないといけないのに職員が足りない、といった状況や、その逆の、救急車が何台か出動してしまって、火災が発生したが、火災現場の消火活動の出動体制が取れないといった状況が発生した場合、広域化後はどのように連携して活動をしていくのでしょうか。

(鈴木消防政策課長)

管轄を越えた応援等の部隊運用のルールですが、そこはまさに、各消防本部の皆さまの現在の活動状況を踏まえ、議論していきたいと思っております。部隊運用にかかる場所かと思っておりますので、今現時点で明確に述べられることはございませんが、そこはよく議論する必要があるかと考えております。

(植田委員)

色々な想定事項を持ってこれから協議をし、その対策や強化を考えていこうということですか。

(江渕危機管理部長)

どのような活動ができるかということを考えていくわけですが、具体例を申し上げますと、室戸市内で火災出動があり、人員が足りず救急車の出動ができない、という状況の場合には、消防広域化により指令センターを共同化しますので、火災出動がされている状況でも、119番通報を室戸市から受けた場合には、例えば中芸消防署の救急車を直ちに出勤させ、医療機関に搬送するという事は考えられます。また、例えば、重度の傷病があり、室戸市から高知市内へ複数の救急車が出動しており、室戸市内にいる消防職員が少なくなっている状況で、火災が発生した場合には、直ちに指令センターから隣の中芸消防署へ指令し、消防車両を出勤させるなど、迅速な初動に繋がる事例が考えられます。来年度の任意協議会において、様々な事例についてさらに議論し、より実行性のあるものにしていきたいと考えております。

(植田委員)

そのような内容は、今回の基本計画の中に、軸としてまとめていかれるのでしょうか。

(江渕危機管理部長)

消防指令システムの共同化により、従来の消防本部の管轄を越えて近隣の消防本部から迅速に出動することは、消防広域化の大きなメリットの1つだと考えておりまして、このメリットを県民の皆さまに広くご理解をいただきたいということで、基本計画に位置付けを明確に記載させていただきます。また、県民の皆さまへ、消防広域化の広報として、先般は、県政広報紙の「さんSUN高知」に、消防広域化は管轄を越えた出動が可能になることが大きなメリットだと説明させていただきましたし、また、12月18日の高知新聞の地域欄に消防広域化の広告記事を出させていただきました。また、管轄を越えた出動で、初動体制の充実、現場への到着の迅速化、或いは出動部隊数の増加等のメリットがあるということは、広報させていただいたところでございまして、今後も、理解が深まるよう、様々な機会を通じて、広報等の説明は尽くしていきたいと考えております。

(植田委員)

もう1点違う観点でご意見をいただきたいのですが、我々にとって広域化の大き

なメリットになるのではないかというのが、職員の採用試験のことについてですけども、職員の採用試験については、基本的には広域連合が一括をして、34市町村を管轄する消防本部の人材を、県内外になるのかもしれませんが、1ヶ所で募集をして採用するという方向でございますでしょうか。

(鈴木消防政策課長)

ご指摘の通り、広域連合で一括で行うことを考えております。本日の資料の一番最後のページにまとめさせていただいております。

(植田委員)

1ヶ所で対応するという方向ですか。

(鈴木消防政策課長)

15の消防本部機能を全て統合された後は、広域連合で採用ということになるかどうかと思います。

(植田委員)

消防活動や救急活動は、その地域の方だと、地理を把握できているので、機敏な対応ができますが、室戸では現在でもなかなか地元の職員がおらず、困っております。広域化により、高知市や西の地域の方が採用され、室戸に配置をされたとすると、その職員が地理の把握ができておらず、その弊害がどう出るかというところがあります。

もう1点は、どの消防本部にも条例定数がありますが、現在どうしても定数に満たない職員体制で頑張ってもらっていますが、条例定数を満たす採用を考えていただけののでしょうか。

(鈴木消防政策課長)

まず1点目は地理の把握ですが、やはり消防の活動にあたっては、出動指令が入ったら、即座に現場に行かないといけませんので、地理に詳しいかどうかは、業務に非常に影響があるかと思います。そういう意味で、地元詳しい方を配置できれば、なお良いかと思います。採用の方法としては、現在事務局で考えているところですが、第1希望から第3希望まで複数の希望を取るという方法と、今日の資料には記載しておりませんが、これまでの議論の中で、地域枠という形で、地元の出身者を採用する枠組みも検討しておりますので、元々地理に詳しい方の配置ができるかなと思っております。また、職員として、配属先の管内の地理に詳しくなることも業務の一環だと思います。

条例定数のところは、地域枠等も勘案しながら、本人の希望もとりながら、あとは広域連合の一括採用により全体の応募者数は確保できると思いますので、その中で、現在の15の消防本部の職員が欠けることがないように、計画的な配置を考えていく必要があるかなと考えております。

(植田委員)

最後にもう1点教えていただきたいのですが、組織の問題です。広域連合になった場合、市町村と県の行政の壁というのは無くなり、例えば県でしたら危機管理部の中に消防政策課があると思いますが、そのような部署は、広域化後は県も市町村も一緒になるというイメージでしょうか。もしくは、県は県の組織で、広域化した市町村の組織を指導、支援していくというイメージでしょうか。

(鈴木消防政策課長)

広域連合ができた後の県と市町村の関わりのところですけども、これまでお示しをさせていただいておりますのは、県が持っている消防機能のうち、消防学校と消防防災航空センターを広域連合に加えるということを考えておりますので、その事務に要する職員は、広域連合へ派遣されると思います。その上で、県の消防政策課がどうなるかというところは、今明確に決定していることはございませんが、今よりも、広域連合に県として深く関わっていくことが考えられます。

(小田委員)

これから実施計画の案を作り、固まった上ではないと判断ができないというのが率直な意見です。やはり、今回も発言ありましたけども、県一になるということは、人材の確保が非常に重要なことだと思いますけれども、東から西までで、職員とすれば、同じ消防の組織でないといけないという意見を持っていると思います。そこを固めていかないと、非常に議論が前に進みにくいのではないかなと思っております。

(江渕危機管理部長)

なかなか現段階の基本計画(案)では判断ができない、実施計画でもっと掘り下げないといけないというご趣旨かと思えます。来年度皆さまと検討していく実施計画の案につきましては、より掘り下げた計画にしたいと思っております。そのために来年度の任意協議会で市町村及び消防本部の皆さまからご意見を伺いながら、本県の実情に応じた、良い計画にしたいと考えているところですので、議論にご協力をお願いしたいと思います。また、各市町村長のご意向にできるだけ沿った実施計画にしたいという思いもございまして、今回冒頭でご説明申し上げました市町村長

の意向調査により、現時点の市町村長のご意向を確認させていただき、それを踏まえた実施計画案のたたき台を作成し、皆さまに、来年度の初めにご提示させていただき、それをベースに議論して、皆さまがご納得いただく実施計画になるように取り組んでいきたいと考えております。引き続き、積極的にご意見を出していただければと思います。よろしく申し上げます。

(山崎委員)

私も小田委員が言われたように、なかなか難しい問題だと感じました。各消防本部で色々な意見があるのだらうと思います。馬路村は、中芸広域連合という組織の中でやっておりますので、ある程度、広域化については、先行事例ではないかと思っています。やはり消防の中でも、救急と火災とでは、色々な面で異なるのではないかと感じております。ですので、広域化によりメリットが図れ、住民の安心安全に繋がる広域化でなければならないと思いますので、今後の実施計画の中では、そういうことをしっかりとさせていただきたいと思っています。

(江渕危機管理部長)

市町村ごとのご意見があり、様々な課題等もいただいております。そういった意味で、難しい問題であるというところは、ごもっともでございます。様々な課題につきましては、市町村及び消防本部の皆さまと話し合いを重ねながら、課題解消に向けて、1つずつ取り組んでいきたいと考えております。そういった中で、県民の安全安心をしっかりと図っていくことは、何よりも重要な点であることは、共通認識で持っているところでございます。県として、消防広域化の協議を行わせていただいておりますのは、人口減少が全国に先駆けて進む高知県の状況を鑑みて、将来にわたって各地域で持続可能な消防力を確保していくためには、今この段階から、県一での消防広域化の取り組みを進めていくことが不可欠だという認識のもとに立って取り組んでいるところでございます。将来にわたって持続可能な県民の安全安心を確保するため、引き続き、皆様のご理解を得ながら、消防広域化に取り組んで参りたいと考えているところでございます。

(中尾委員)

私も本日説明を受けた内容については、一定理解をしておりますけれども、高幡消防組合の5市町の中で、他の業務部門にもあります総務や財政等がありますので、全体的な意見交換をしながら判断をしていきたいと思っております。私の場合は消防業務部会に参加しておりますが、高幡消防組合の副組合長という立場でございますし、他の市町村の首長とも、総合的な、お互いにそれぞれの部会の報告をしながら、高幡消防組合としての判断をしていきたいと思っておりますので、今回ご提案のあつ

た、1月30日までの意向調査の回答までには協議をさせていただいて、回答をしたいと思います。

(江渕危機管理部長)

これまでの取り組みにつきまして、ご理解いただきまして誠にありがとうございます。また高幡消防本部としても、取り組んでいってくださるということで、引き続きよろしく申し上げます。

(和田委員)

高知市の12月議会で、高知市長が、既存施設では、指令センターを置けないというご発言があったかと思います。時間が押してますので、回答も必要ありませんので、検討をしていただきたいのが、そこをどうしていくのかによって、18ページでは、令和10年度から、指令システムの調査等をしていくとなっており、時間がないので、その辺の調整と、それから100ページの分賦金の金額が大きく変わってきます。もしも、新規で建物を建てるとなると、数十億になりますのでその辺の調整を県にお願いしておきたいと思います。

(江渕危機管理部長)

基本計画の中では、指令センターの場所につきまして、既存の建物を活用するという前提で、調整していくということにしております。高知市の12月議会での議会答弁は承知しておりますけども、県といたしましては、既存施設を活用できないか、工夫ができないかということ、知恵を出し合いながら、早めに解決していくよう、高知市さんとも協議を重ねて参りたいと考えております。

(植田委員)

今回の消防広域化の取り組みの中で、自然災害といった観点で、南海トラフ地震を避けられない状況の中で、広域化後の消防体制の中で、共有しながら南海トラフ地震に備えるような部署や体制について、現在どのようなお考えでおられるのかどうか、ご意見がまとまっていたら教えていただきたいと思います。

(江渕危機管理部長)

南海トラフ地震の切迫度が年々高まっております。消防広域化が南海トラフ地震に対応するためにも、必要な取り組みだと考えております。具体的に申し上げますと、現状の場合、初動では県内15消防本部がそれぞれの地域で、市町村長もしくは消防長の指揮のもと、管内で活動していくということになりますが、消防広域化された後の南海トラフ地震対応では、統合された消防本部が、県内の消防署所に、

方面本部を通じて指揮を出すという、1つの指揮命令系統下で活動ができるようになります。必要な場所への迅速な部隊の投入等、より効率的な対応ができるということで、大規模地震への対応についても大きなメリットがあるものと考えております。

(4) 議事の確認

(永田部会長)

本日の議事について確認させていただきます。高知県消防広域化基本計画(案)について、消防業務部会としてご了承いただけるということでよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

本日事務局からご説明がありました内容につきまして、いただきましたご意見を踏まえまして、1月7日の第3回あり方検討会に向けて事務局で調整を進めていただきたいと思います。

5 閉会(高知県危機管理部長あいさつ)

本日は委員の皆さまには、熱心にご議論をいただきありがとうございます。本日この消防業務部会から第4回の専門部会を開始しました。午後には通信・システム部会、明日は総務部会と財務部会を開催します。それぞれ、4つの部会で出された意見を踏まえて、再度事務局で調整して、年明け1月7日に全ての委員の皆さまが参加されている第3回あり方検討会を開催して、基本計画(案)を取りまとめを行います。その後はパブリックコメントを経て、2月中旬には県としての基本計画を策定したいと考えております。

来年度は、任意協議会で進めて参りますが、それまでの間も実務者の皆さんとの協議を進めていきたいと考えております。

来年度に向けましても、引き続きご理解ご協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。